東城自治振興区規約

（名称）
第１条　この会は「東城自治振興区」（以下「自治振興区」という。）と称する。

（目的）
第２条　この自治振興区は、地域住民の親睦と連帯を深めるため地域内の諸課題に対して主体的に取り組み、男女共同参画の精神を尊重し協力して活動するとともに、行政や諸団体との協働を進め、住みよい地域づくりに資することを目的とする。

（事務所）
第３条　この自治振興区の事務所は、庄原市東城町川東１１８８番地２　東城自治振興センター内に置く。

（構成）
第４条　この自治振興区は、川西上・川西下・宮平団地・上町・東城中町・下町・東町・川東・戸宇・福代地区の各自治会の構成員をもって組織する。

（事業）
第５条　この自治振興区は、第２条の目的を達成するため、つぎの事業（以下「事業」という。）を行う。
一　地域住民の親睦と連帯に関すること
二　地域の将来像を描き、その実現を図るための計画に関すること
三　福祉活動の促進に関すること
四　地域環境の整備に関すること
五　地域以外の人や団体との交流に関すること
六　生涯学習や人材育成のための活動に関すること
七　施設の管理運営に関すること
八　行政及び各種団体との協働・連携に関すること
九　地域の生活や文化の継承及び地域の魅力づくりに関すること
十　その他目的達成のために必要な事業

（役員）
第６条　　この自治振興区につぎの役員を置く。

一	会長	１ 名
二	副会長	３ 名
三	幹事	２０ 名
四	委員長	１ 名
五	部長	各部1 名
六	監事	３ 名

（役員の職務）
第７条　役員は、次の職務を行う。

一	会長	自治振興区を代表し、会務を統括する。
二	副会長	会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
三	幹事	各自治会を代表し、自治会との連絡調整や意見集約を行う。

四　委員長　　　生涯学習委員会を代表し、生涯学習委員会との連絡調整や意見集約を行う。
五　部長　　　　専門部を代表し、専門部との連絡調整や意見集約等を行う。
六　監事　　　　自治振興区の会計事務及び事業を監査する。

（役員の選任）
第８条　役員は、役員会へ立候補を届出た者、もしくは役員会で推薦された者の中から、総代会において選任する。ただし、幹事は各自治会から男女各１名、委員長は生涯学習委員会、部長は専門部から選出された者を総代会において承認する。

（役員の任期）
第９条　役員の任期は２年とし、再任は妨げない。
２　欠員の補充によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の報酬）
第１０条　役員の報酬は、予算の範囲内において別に定める。

（事務局）
第１１条　自治振興区の会務及び事業活動を円滑に推進するため、事務局を置く。
２　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会議に出席する。
３　事務局長は、自治振興区の事務を統括し、会長の命を受けて東城自治振興センターの管理運営に関すること、生涯学習活動委託事業に関すること、庶務及び会計に関する事務を行う。
４　事務局員は、事務局長の指示を受け事務処理を行う。
５　事務局職員の採用及び服務については別に定め、職員の採用決定は役員会において行う。

（自治会）
第１２条　自治会は、各自治会区域に居住するもの等を持って構成し、自治振興区の目的、事業の趣旨にそい、それぞれの地域の特性を生かした自治会活動を行う。

（生涯学習委員会）
第１３条　この自治振興区に生涯学習の推進に関する事業を行うため、生涯学習委員会を設置する。
２　生涯学習委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

（専門部）
第１４条　この自治振興区に必要に応じて専門部を置くことができる。
２　専門部は、専門部の趣旨に賛同するものを持って構成し、自治振興区の目的、事業の趣旨にそった専門部活動を行う。
３　各部の役員は、部員の互選により選任する。

（会議）
第１５条　この自治振興区に、つぎの会議を置く。
一　総代会

二　役員会
三　委員会
四　部会

（総代会の開催）

第１６条　総代会は、自治振興区最高の議決機関であり、全ての審議決定権を持つ。

２　総代会は、つぎの事項を議決する。

一　役員の選任について
二　事業計画及び収支予算について
三　事業報告及び収支決算について
四　地域振興計画に関すること
五　規約に関すること
六　その他重要な事項に関すること

（総代会の招集）

第１７条　総代会は毎年１回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

（総代会の成立）

第１８条　総代会は、各自治会から選出された総代で構成し、２分の１以上の出席をもって成立する。

２　総代の数は、下表のとおりとする。

総　代　数	自　治　会　名
２人	
３人	宮平団地、福代
４人	川西上、上町、戸宇
５人	東城中町、下町、東町、
６人	川西下、川東

（総代会の役員）

第１９条　総代会の議長は、出席した者の中から選出する。

２　議長は、書記２名、議事録署名人２名を出席した者の中から指名する。

（総代会の議決）

第２０条　総代会の議決は、出席した者の２分の１以上の賛成により決定し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

（役員会）

第２１条　役員会は、第６条に規定する会長、副会長、幹事、委員長、部長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

２　役員会は、会長が議長となり、次の事項について審議決定する。

一　第１６条第２項に規定する総代会で議決する事項の立案に関すること

二　総代会の決定に基づく自治振興区の活動に関すること
三　規則、規程、要綱、要領に関すること
四　専門部の設置及び改廃に関すること
五　行政との協働に関すること
六　事務局職員の採用及び賞罰に関すること
七　予算の流用に関すること

（委員会）
第２２条　委員会は、第１３条に規定する生涯学習委員会において開催し、委員長が会長の承認を得て招集する。
２　委員会は、委員長が議長となり、生涯学習の推進に関する事業について協議する。

（部会）
第２３条　部会は、第１４条に規定する専門部の部長、副部長及び部員で構成し、必要に応じて部長が招集する。
２　部会は、部長が議長となり、各専門部の趣旨にそった活動に関する事項について、協議する。

（会計年度）
第２４条　この自治振興区の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月末日に終わる。

（会計）
第２５条　この自治振興区の経費は、会費、交付金、委託金、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
２　経費は事務局が管理し、総代会で議決された予算に基づき、自治振興区の目的にそって支出する。
３　指定管理に係る経理、生涯学習活動委託事業に係る経理は、それぞれ別会計として処理する。
４　不測の事態により予算が不足する科目については、予備費または他の科目から予算を流用することができる。ただし、予算を流用する場合は、役員会の承認を得ることとする。

（会費）
第２６条　会費は、自治会ごと納付するものとし、額については総代会で決定する。

（監査）
第２７条　監事は、自治振興区の会計事務及び事業について定期に監査を行い、会計年度終了時の監査について総代会で報告する。

（役員会への委任）
第２８条　この規約に定めのない事項については、役員会で審議決定する。

附　則
この規約は、平成２５年４月１日から施行する。